

## 一般社団法人愛媛県社会福祉士会 役員選任規程

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下「本会」という）定款第28条第3項及び第61条に基づき、役員選任に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

### (理事の設置及び定数)

第3条 理事を次のとおり置く。

(1) 理事 5名以上10名以内で、理事会において本会の運営に必要とする数

### (監事の設置及び定数)

第4条 監事を次のとおり置く。

(1) 監事 1名以上で、理事会において本会の運営の監査に必要とする数

### (候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 理事 立候補制とする。

(2) 監事 理事会の議決により候補者を選出する。

### (理事の立候補)

第6条 理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

(1) 立候補者は、定款第7条に規定する正会員であること。

(2) 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の選挙管理委員会が別に定める期間とする。

(3) 立候補の受付は、本会事務局への郵送によることとし、締切日の消印までを有効とする。

(4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し提出しなければならない。

(5) 立候補者は、立候補にあたり、次項に定める正会員3人以上の推薦を必要とする。

2 前項第5号の推薦者は、次の条件をすべて満たすことを要する。

(1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。

(2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。

(3) 推薦者は、立候補できない。

### (選挙管理委員会)

第7条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の委員定数は、5人とする。

3 選挙管理委員会は、理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。

4 選挙管理委員会は、20日以上30日を越えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえ、総会に

提出する。

(選挙管理委員)

- 第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、抽選により選出され、理事会の承認を受けて会長が委嘱する。
- 2 前項の公募方法等の細目については 理事会において別に定める。
  - 3 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
  - 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
  - 5 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。
  - 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

- 第9条 役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(役員選任方法)

- 第10条 総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。
- (1) 理事 出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。
  - (2) 監事 出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。
- 2 前項第1号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

(欠員)

- 第11条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(改正)

- 第12条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規則は、平成30年 7月 1日から施行する。

この規則は、令和 1年 6月15日から施行する。